

議題 1 第 2 次嘉手納町教育大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定により、「第 2 次嘉手納町教育大綱」を次のとおり策定したいので、嘉手納町総合教育会議での協議・調整を求めます。